

改 正 後	現 行
日本型直接支払推進交付金実施要綱	日本型直接支払推進交付金実施要綱
<p>第 1 趣旨</p> <p>多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）、<u>環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）</u>等が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという <u>交付金等</u> の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。</p> <p>日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金、<u>環境交付金等</u>の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）<u>及び</u>環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという <u>各交付金</u> の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。</p> <p>日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金 <u>及び</u> 環境交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。</p>
<p>第 2 事業の種類</p> <p>推進交付金の助成対象となる事業は、以下のとおりとする。</p> <p>1 別紙 1 に定める多面交付金に係る推進事業</p> <p>2 別紙 2 に定める中山間交付金に係る推進事業 <u>（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知。以下「ルネッサンス実施要綱」という。）第 3 の 1 に定める中山間地農業ルネッサンス推進事業（以下「中山間ルネッサンス推進事業」という。）を含む。）</u></p> <p>3 別紙 3 に定める環境交付金に係る推進事業</p>	<p>第 2 事業の種類</p> <p>推進交付金の助成対象となる事業は、以下のとおりとする。</p> <p>1 別紙 1 に定める多面交付金に係る推進事業</p> <p>2 別紙 2 に定める中山間交付金に係る推進事業</p> <p>3 別紙 3 に定める環境交付金に係る推進事業</p>
<p>第 3 事業の実施</p> <p>1 事業の実施主体</p> <p>第 2 に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙 4 に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する。<u>ただし、第 2 の 2 に掲げる中山間ルネッサンス推進事業は、都道府県及び市町村が実施する</u>（以下、都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第 3 事業の実施</p> <p>1 事業の実施主体</p> <p>第 2 に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙 4 に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する（以下、都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）。</p> <p>2～4（略）</p>
<p>第 4～第 6（略）</p> <p>（別紙 1）（略）</p>	<p>第 4～第 6（略）</p> <p>（別紙 1）（略）</p>

(別紙2)

中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

中山間交付金に係る 推進事業 (中山間ルネッサンス推進事業を除く) の内容は、以下 の第1から第3まで のとおりとする。また、中山間ルネッサンス推進事業の内容及び実施要件は、以下の第4及び第5のとおりとする。

第1～第3 (略)

第4 中山間ルネッサンス推進事業における都道府県推進事業及び市町村推進事業  
中山間ルネッサンス推進事業の内容は、下表に掲げる取組とする。

取組	取組の具体的な内容
説明会・懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が市町村や関係団体を対象として行う説明会</li> <li>・市町村が集落の代表者等を対象として行う説明会</li> <li>・地域の農業の将来ビジョンを検討する上での有識者との懇談会</li> <li>・複数の支援事業(ルネッサンス実施要綱第3の1の(2)の支援事業をいう。以下同じ)等が同時期に実施される場合等において必要な調整を図るための連絡協議会、集落の代表者、農業協同組合、土地改良区等の関係者で構成する連絡協議会</li> </ul>
申請書等の作成指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援事業等の実施に必要な申請書や集落営農の法人化等に必要な書類等の作成指導、手続が円滑に行われるようにするための情報提供や連絡・調整</li> </ul>
所得向上や担い手の定着等に向けた推進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落座談会を開催する等により、支援事業等に位置づけられた生産性や収益の向上による所得の増加、担い手の定着等に関する取組等について、必要に応じた現地確認、農業者等への助言・指導の実施</li> <li>・普及指導員等と連携した新規作物の導入検討会等の実施、アドバイザー等を派遣した農産物の加工・販売に係る研修会の実施</li> <li>・地域を取りまとめ、けん引していく意欲を持ったリーダーの発掘と育成</li> </ul>
農業者等の活動についての調査及び普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援事業等の実施を通じた優れた活動や、発揮した効果等の整理、説明会等での周辺地域への普及・啓発</li> </ul>

第5 実施要件

中山間ルネッサンス推進事業は、ルネッサンス実施要綱第2の地域別農業振興計画の範囲で実施するものとする。

(別紙2)

中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

中山間交付金に係る 推進事業 の内容は、以下のとおりとする。

第1～第3 (略)

(新設)

(新設)

(別紙 3) ・ (別紙 4) (略)

(別紙 3) ・ (別紙 4) (略)

附則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。